

平成 29 年 第 12 回 浜松市農業委員会第 2 農地部会議事録

1. 開催日時 場所

平成 29 年 12 月 15 日（金）午後 2 時 00 分 北区役所 31 会議室

2. 委員の出欠 出席： 1 前島優 2 井口義朗 3 立岩恵子 4 柴田喜久秧 5 山田一昭
6 鈴木茂光 7 内山進吾 8 武井俊夫 9 峰野功 10 後藤剛
11 藤村猪三 12 高柳敏美 13 長坂義弘 14 高井孝平 15 竹上正孝
16 川合巖 17 石野定行

欠席： なし

3. 出席した事務局職員等

事務局：石田潤司 縣弘之 森本裕爾 加茂真也

4. 審議事項

- 第 67 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
第 68 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
第 69 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
第 70 号議案 農用地利用集積計画(第 2 農地部会管内分)の決定について

5. 報告事項

- 報第 57 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 58 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
報第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可について（3 条許可公売）
報第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報第 61 号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

事務局 定刻になりましたので、只今から、浜松市農業委員会第2農地部会会議規則第5条に従いまして、柴田部会長の開会宣告により、平成29年第12回浜松市農業委員会第2農地部会を開会していただきたいと思っております。尚、本日の出席委員数ですが、定数17名のところ17名が出席されておりますので、本会が成立いたしますことを御報告申し上げます。それでは、柴田部会長から開会宣告をお願いいたします。

部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。本日もよろしくをお願いいたします。

只今から、平成29年第12回浜松市農業委員会第2農地部会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、ここからの進行は、柴田部会長をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただいて、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 それでは、議席番号15番の竹上正孝委員と、議席番号16番の川合巖委員をお願いいたします。

議長 只今から議事に入ります。初めに第67号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の農地法第3条の申請は、地区「三方原」、整理番号「240番」外7件です。資料として、調査会ごとの位置図と調査表を添付してありますので、参考までにご覧ください。

それでは議案の1ページ、地区「三方原」、整理番号「240、241番、247番」です。

はじめに整理番号「240番」です。申請者は、[]です。[]は、「栗」の生産を中心に、10,144㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は北区三幸町の畑、3,123㎡で、売買価格は坪当たり[]で、「馬鈴薯」を栽培する予定です。

次に整理番号「241番」です。申請者は、[]です。[]は、「プチヴェール」の生産を中心に、13,148㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は北区根洗町の畑、4筆、合計931㎡で、売買価格は坪当たり[]で、「プチヴェール」を栽培する予定です。

次に整理番号「247番」です。申請者は、[]です。[]は、「飼料用とうもろこし」の生産を中心に、9,095㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地

議長 それでは質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、何か御意見、御質問はございませんか。

(意見質問なし)

議長 それでは、御意見、御質問もないようですので採決いたします。第 67 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり、許可することに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 次に、第 68 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の 3 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の農地法第 4 条の申請は、地区「三方原」、整理番号「134 番から 136 番」です。この申請の内訳ですが、境内地、農業用倉庫、駐車場になります。

この申請につきましては、その全てが、立地基準また、一般基準について、適合していると考えます。

また、資料として、調査会ごとの位置図と調査表を添付してありますので、参考までにご覧ください。

それでは、地区「三方原」、整理番号「134 番」です。

申請者は[]です。転用目的は倉庫・境内地等でございます。なお、こちらの申請は是正の申請となります。また立地基準につきましては、第 3 種農地と判断し、問題ないと考えます。三方原地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「都田」、整理番号「135 番」です

申請者は[]です。転用目的は農業用倉庫・15 台収容の農作業従事者用の駐車場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第 2 種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。都田地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「引佐」、整理番号「136 番」です。

申請者は[]です。転用目的は 4 台収容の自己用駐車場・露天農作業場でございます。なお、こちらの申請は是正の申請となります。また、立地基準につきましては、第 1 種農地の不許可の例外に当たる、集落に接続して設置されるもの(にじみだし)に該当し、規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。

4 条の説明は以上でございます。

きましては、第2種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。

次に、整理番号「1047番」です。申請者は[]です。転用目的は工場・駐車場などがございます。資金計画につきましては、自己資金と金融機関からの借入金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第3種農地と判断し、問題ないと考えます。三方原地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「都田」、整理番号「1056番、1057番」です。

はじめに、整理番号「1056番」です。申請者は[]です。転用目的は37台収用の来客用の駐車場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第2種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。

次に、整理番号「1057番」です。申請者は[]です。転用目的は13台収用の従業員・事業用の駐車場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第2種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。都田地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「細江」、整理番号「1058番から1063番」です。この内「1060番」についてご説明します。

申請者は[]です。転用目的は、12台収容の従業員用の駐車場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落に接続して設置されるもの（にじみだし）に該当し、規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。細江地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「引佐」、整理番号「1064番から1068番」です。

はじめに、整理番号「1064番と1065番」です。申請者が同一のため併せてご説明します。申請者は[]です。転用目的は、35台収容の従業員用の駐車場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第2種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。

次に、整理番号「1066番」です。申請者は[]です。転用目的は発電能力84.7kWの太陽光発電設備でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第2種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。

次に、整理番号「1067番、1068番」です。申請者が同一のため併せてご説明いたします。申請者は[]です。転用目的は資材置場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準に

つきましては、第 3 種農地と判断し、問題ないと考えます。引佐地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「三ヶ日」、整理番号「1069 番から 1072 番」です。この内「1072 番」についてご説明します。

申請者は [REDACTED] 株式会社です。転用目的は、36 台収容の従業員・業務・来客用の駐車場でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第 3 種農地と判断し、問題ないと考えます。

5 条の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、地区調査会の協議結果について、御報告をお願いします。三方原地区、都田地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区の順でお願いします。

内山委員 三方原地区、1035 番は、自治会施設であり、また、道路収用に係る移転によるもので特に問題ありませんでした。

整理番号 1039 番については、工場の新設であり東側の農地に影響がないようにと伝え調査会では特に問題はありませんでした。

整理番号 1047 番については、工場の拡張ということで安全面の確保等に努めてくれという意見の他は調査会では特に問題はありませんでした。

川合委員 都田地区、整理番号 1506 番、1057 番について、両件とも駐車場ということで調査会では特に問題ありませんでした。

山田委員 細江地区、整理番号 1060 番について、調査会では特に問題ありませんでした。

峰野委員 引佐地区、整理番号 1064 番、1065 番について、権利関係が違う駐車場 2 件であり、周囲に影響がないということで、調査会では特に問題ありませんでした。

石野委員 引佐地区、整理番号 1066 番について、調査会では特に問題ありませんでした。

高井委員 引佐地区、整理番号 1067 番、1068 番について、事業所近くの資材置場であり、周囲に影響がないということで、調査会では特に問題ありませんでした。

後藤委員 三ヶ日地区、整理番号 1072 番について、調査会では特に問題はありませんでした。

議長 それでは質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、何か御意見、御質問はございませんか。

鈴木委員 三方原地区整理番号 1039 番工場新築ですが、内山委員から説明があったように、東側には、大きく営農している農業者の耕作地がある。調査会では、雨水が流れることが危惧される等の意見があったが、開発許可の審査を受けており調整池から制限放流すると説明を受けたため承認した。

議長 それでは、他に御意見、御質問もないようですので採決いたします。第 69 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 次に、第 65 号議案「農用地利用集積計画（第 2 農地部会管内分）の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

それでは、議案の 10 ページをご覧ください。

事務局 （議案の表紙を読み上げる）

それでは議案の 12 ページをご覧ください。こちらが利用権等設定の内訳表になります。

まず 1 番ですけれども支店別ということで、「三方原」地区が 10 筆、「都田」地区が 1 筆、「細江」地区が 75 筆、「引佐」地区が 21 筆、「三ヶ日」地区が 15 筆、合計で 122 筆、140,303 m²の設定になっております。次に 3 番、利用権の種類別の内訳ですが、賃貸借によるものが 97 筆、使用貸借によるものが 24 筆、所有権移転が 1 筆となります。次に 5 番、田畑の別でございますが、田が 56 筆、畑が 66 筆の設定となっております。今回の利用権設定につきましては、平成 29 年 12 月 20 日の公告予定で、13 ページからは、設定期間別の一覧となります。なお、議案 17 ページの 5 番から 20 ページの 54 番までが、「農地中間管理事業」による利用権設定です。

県知事に申請する農用地利用配分計画については、あらかじめ農業委員会の意見をお聞きした上で県に申請することとなっていることから、お諮りさせていただきます。

資料 1 をご覧ください。

件数が多いため概要版で配分計画をご説明いたします。

本件は細江町の水田 50 筆、45,094 m²を 24 名の農地所有者から農地中間管理機構である県の農業振興公社が借り受け、機構のルールにのっとり、農業者を含めた地域の話し合いにより、同地区内で水稻を栽培している農業者 8 名に配分するものです。

説明は以上となりますが、今回の利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。只今の事務局説明について、何か御意見、御質問はございませんか。

（意見質問なし）

議長 それでは、他に御意見、御質問もないようですので採決します。第 65 号議案「農用地利用集積計画（第 2 農地部会管内分）の決定について」は、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」

委員長 異議ないものと認め、決定することといたします。

議長 続きまして報告案件に移ります。報第 57 号から報第 61 号までを事務局から一括報告をお願いします。

それでは、議案の 26 ページをご覧ください。

今回の農地法 3 条の 3 による届出は 7 件ありまして、相続によるものです。

続きまして、議案の 28 ページをご覧ください。

今回の農地法 5 条による届出は 2 件ありまして、住宅と貸駐車場への転用となります。

続きまして、議案の 29 ページをご覧ください。

今回の農地法第 3 条の規定による許可について、公売により落札者が決定したので許可証の交付をしました。

続きまして、議案の 30 ページをご覧ください。

今回の農地法第 18 条の通知について、1 件ありまして利用権の合意解約となります。

最後に、議案の 31 ページをご覧ください。

今回、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る照会が登記官より 1 件ありました。

担当する農業委員さんに確認していただき、現地調査した結果、以前から、隣接する宅地、雑種地とともにマリーナ敷地の一部として利用されていることから、現況は「非農地」と回答しました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、御承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他ということで事務局から何かありましたらお願いします。
事務局 (事務連絡)

- 1 平成 29 年度農地利用意向調査について
- 2 農業委員会だよりについて
- 3 農業委員、推進委員募集要項の配付
- 4 農地台帳補完調査書の送付について
- 5 農業委員活動記録簿と農業委員手帳の配付について
- 6 新年お茶初売り会について

次回・部会・総会・新年親睦会のご案内

議長 それでは以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては、すべて終了いたしました。長時間に亘り、熱心な御審議ありがとうございました。これをもちまして、平成 29 年第 12 回浜松市農業委員会第 2 農地部会を閉会いたします。

閉会時間 午後 3 時 15 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

平成 29 年 12 月 15 日(金)

部 会 長 柴田 喜久秧

委 員 竹上 正孝

委 員 川合 巖